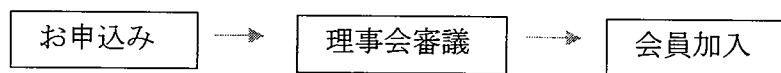


(公社) 栃木県観光物産協会会員のご案内

- 1 団体概要 当協会では、栃木県における観光及び県産業製品の振興に関する事業を行い、公共の福祉の増進と地域の活性化に寄与することを目的とした団体です。
- 2 入会資格 主に栃木県内において観光・物産振興に携わる個人または団体
- 3 お知らせ
- ①貴法人のイベント情報や旬の話題等を提供していただくことにより、ホームページのトピックスを始め、Facebook、Twitter、メールマガジン等において、情報発信をいたします。(無料)
- ②「とちぎ旅ネット」のホームページにおいて、通常より安価にバナー広告を掲載することが可能です。また、月単位での利用も可能ですので、積極的にご活用ください。※令和元年(2019)年度アクセス数 7,029,919V (対前年度比 100%)
- ・会 員の場合 年間 100,000 円(税込)、月単位 10,000 円(税込)
 - ・非会員の場合 年間 240,000 円(税込)、月単位 20,000 円(税込)
- ③宇都宮市内に「おいでよ！とちぎ館」及び「とちびより」の店舗を運営しておりますので、各種物産展や、商品の販売、各種パンフレットの掲示についてご相談ください。
- 4 会 費 年会費についてはご相談下さい。(会費以外の入会金等はありません)
- 5 手 続 き 入会申込書及び定款(事業概要の記載書類)を添えてお申込みください。なお、理事会の承認事項となります。理事会年3回予定(5月・10月・3月)



※ご意見、ご要望等ありましたら、下記担当までご連絡いただければ幸いです。会員加入につきまして、ご検討のほどよろしくお願い申し上げます。

(公社) 栃木県観光物産協会
栃木県宇都宮市本町3-9
TEL : 028-623-3213
FAX : 028-623-3942
担当 : 総務課

公益社団法人 栃木県観光物産協会 正会員の入会・退会等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人栃木県観光物産協会（以下「協会」という。）定款第6条第1項及び第7条第1項並びに第8条の規定に基づき、協会の正会員の入会・退会等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(入会の手続き)

第2条 定款第6条第1項に規定する入会の申込みは、別記様式第1号によるものとし、同申込書に個人にあつては履歴書及び住民票又は身分を証明する書類、団体にあつては当該団体の定款及び登記事項証明書を添付して会長に提出しなければならない。ただし、会長が特に必要がないと認めるときは、添付書類の一部又は全部添付を省略することができる。

(入会資格審査基準)

第3条 定款第6条第1項に規定する入会の承認は、次の基準により決定するものとする。

- (1) 現在、成年被後見人又は被保佐人でない者であること。
 - (2) 過去に本協会の会員であった者が、本協会の会員の資格を喪失してから3年以上経過していること。
 - (3) 入会申込書に添付された関係書類等から、正会員としてふさわしいものと認められる個人又は団体であること。
- 2 会長は、理事会において入会の可否を決定したときは、直ちに別記様式第2号により本人に通知しなければならない。

(会費の納入)

第4条 本協会に入会した正会員は、前条第2項の規定による入会決定を受け取った日から30日以内に、その事業年度分の会費を本協会所定の方法により納入しなければならない。

2 正会員は、毎事業年度の会費として原則として6月末までに本協会所定の方法により納入しなければならない。

(会費の使途)

第5条 前条の会費は、毎事業年度開始前に理事会において使途を定めるものとする。

(任意退会)

第6条 正会員が退会しようとするときは、別記様式第3号を会長に提出しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、事務執行上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、平成22年 2月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年 4月 1日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

公益社団法人栃木県観光物産協会会員入会申込書

私（弊社）は、貴協会の正会員として入会したいので、下記書類を添えて申込みます。

記

- 1 入会希望時期 年度
- 2 添付書類
 - (1)
 - (2)

年 月 日

〒

住所

氏名（法人名・代表者）

印

公益社団法人栃木県観光物産協会会長 様